

ゲートボール広場減免取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、固定資産税都市計画税減免取扱要綱（以下「要綱」という。）別表1の第51条第1項第2号欄の11（老人福祉施設）の適用を受けるゲートボール広場に係る固定資産税および都市計画税の減免の具体的な取扱いを定めるものとする。

(減免の対象となる固定資産の要件)

- 2 対象となる固定資産は、次に掲げるすべての要件を満たさなくてはならない。

- (1) 土地等の形状がゲートボール広場としての利用に適するよう整地等がなされていること

- (2) ゲートボール広場の設置者（以下「設置者」という。）に土地所有者が無料で土地を使用させること

- (3) 設置者により、ゲートボール広場の自主的管理、運営がなされていること

- (4) 面積がおおむね300㎡以上であること

(減免の上限)

- 3 面積が800㎡を超える土地の場合は、800㎡を減免の上限とする。

(減免申請書の添付書類)

- 4 減免申請書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用状況を記した書類

- (2) 土地の図面

- (3) 確約書

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度分の固定資産税および都市計画税の減免から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

確 約 書

年 月 日

函館市長

あて

住所

氏名

私儀，所有する下記表示土地をゲートボール広場として
に， 年 月 日から 年 月 日まで，無償で
提供することを確約いたします。

記

土地の表示	所在地番	函館市 町 丁目 番		
	地 目			
	地 積	m ²		
使用者	住 所			
	氏 名		所有者との関係	